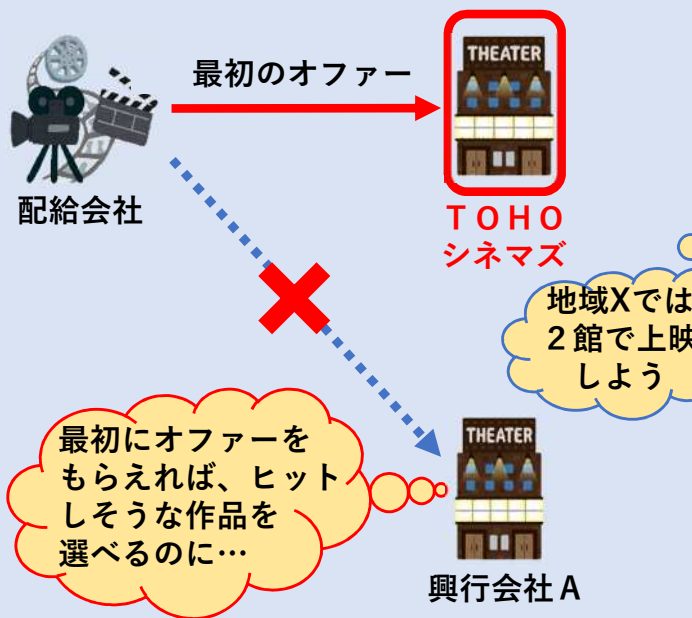


# TOHOシネマズ株式会社から申請のあった確約計画の認定について

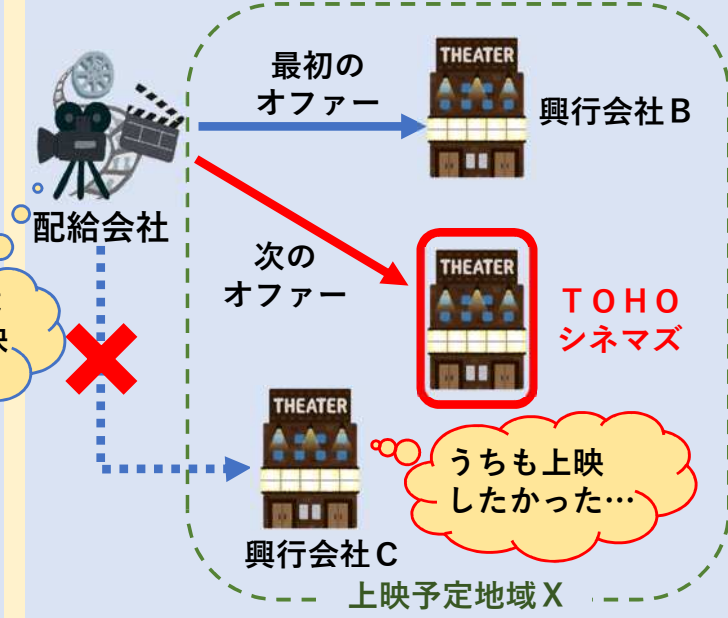
## 1 違反被疑行為の概要等

TOHOシネマズを他の興行会社よりも有利に取り扱う旨の要請に従うようにさせている  
配給会社に下図の内容を要請 + 要請に従わない配給会社に係る映画作品の上映に応じない旨などを伝達

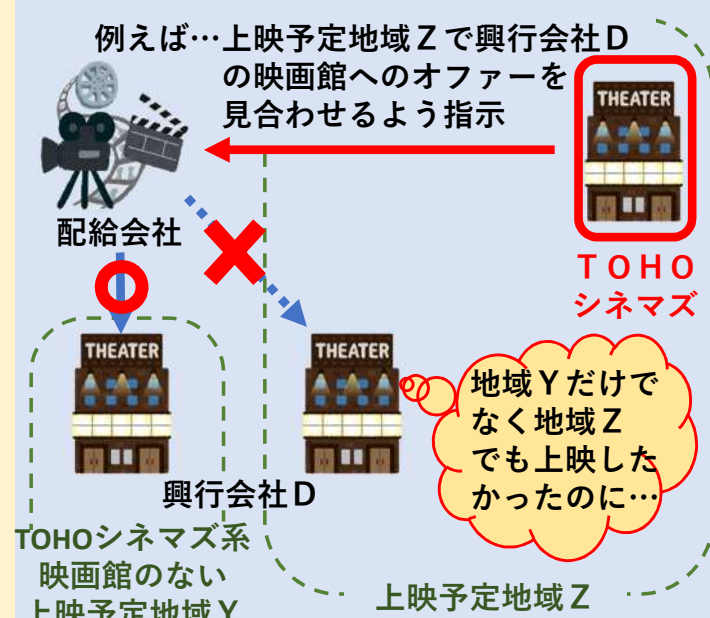
限定作品（※1）について、メイン館（※2）を決定しようとする場合に行うオファーに関し、原則、TOHOシネマズを最初のオファー先とすること



限定作品について、他の興行会社の映画館がメイン館に決定している場合、上映予定地域ごとに、当該興行会社の次に、TOHOシネマズにオファーすることなど



TOHOシネマズの映画館がメイン館となった映画作品について、同社が指定した他の興行会社の運営する映画館へのオファーを見合わせるなど



他の興行会社が配給会社から映画作品の配給を受ける機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる可能性

※1 上映する映画館の数を限定する予定の映画作品。※2 映画作品ごとに設定される映画館であって、舞台挨拶を実施するなど当該映画作品の興行の中心とされる映画館。

## 2 確約計画（排除措置計画）の概要

①違反被疑行為を取りやめること

②①及び④を取締役会において決議

③配給会社への通知と従業員への周知徹底

④今後同様の行為を行わないこと

⑤コンプライアンス体制の整備

⑥措置の履行状況の報告